

令和3年度京都府周産期医療協議会の開催について

下記のとおり開催しましたので、概要を報告します。

記

1 開催日時等

日時 令和3年11月30日（火）午後4時30分～6時
場所 京都ガーデンパレス「鞍馬」
出席者 別添委員名簿のとおり

2 概要

(1) 会長の選出

- ・家原委員を会長に選出

(2) 報告事項「新型コロナウイルス感染症対応状況等について」

○事務局説明

- ・ 京都府内を6ブロックに分け、京都府入院医療コントロールセンターと搬送コーディネーター、各ブロックに設けたブロックリーダーにより受入医療機関を選定する仕組みに改めた。本フローにより、第6波に備えてまいりたい。

○主な意見

- ・ 感染状況が変化した場合は、情報共有システムを活用し京都府全体で情報を共有していきたい。

(3) 協議事項「京都府における周産期医療提供体制について」

○事務局説明

- ・ 出生数の減少に伴う医療需要の減少や、働き方改革による時間外労働規制の適用を踏まえ、

① 地域の中核病院に医師の重点配置を行う

② 中核病院と一般病院を繋げる「妊産婦モニタリングシステム」を導入

により、中核病院の医師が、一般病院の患者モニタリング業務や診療支援を行い、限られた医療資源で周産期医療体制の充実を図ってはどうか。

○主な意見

ICTを活用した妊産婦モニタリング支援について

- ・ 中核病院の医師が、妊婦のバックグラウンドが分からない中で遠隔支援をすることは、一定のリスクがあるのではないか。
- ・ 総合周産期母子医療センターにも、十分な人員がいるわけではない。実施するためには、もう少しアレンジして慎重に対応していくことが必要ではないか。
- ・ 地域周産期母子医療センターに関してもしっかりと役割を分けていくべきではないか。
- ・ NICU部門での利用についてもぜひ前向きに検討していきたい。
- ・ 一般病院の産科医師としては、中核病院の医師から助言が得られることは有用であり、比較的安全な分娩にのみ適用してはどうか。
- ・ 遠隔支援は、勤務環境改善に資する内容ではないか。
- ・ 他府県の動向も注視しつつ、産科、小児科、行政が連携し、医師の負担軽減につながる取組も含めて、周産期医療体制の充実を図ってまいりたい。

働き方改革について

- ・ 24時間対応が必要な周産期母子医療センターにおいて、医師の労働時間を労働法制の範囲内に収めるためには、京都府がリードしていくことも必要ではないか。
- ・ 日本産科婦人科学会によると、当直が必要な病院では8～10名の産婦人科医が必要とされているが、ICTを導入した場合であっても変わらないのではないか。
- ・ 地域周産期母子医療センターについては、1病院あたり5名の配置を目指しているが、現実的には難しい中、京都府全体の地域医療構想にできる限り貢献していきたいと思っている。
- ・ 時間帯を限って宿日直許可を受ける等、知恵を出し合うことで、対応していく必要があるのではないか。

搬送体制について・その他

- ・ 当院にはドクターカーが配備されているが、運転手の確保が難しい。運用についてぜひ京都府の力を借りたいと思っている。
- ・ 北部地域の搬送については切実な問題。ドクターヘリの活用が有用ではないか。
- ・ 北部からの搬送は、大学病院ではドクターヘリを活用し受け入れているが、天候の問題、夜間の問題、地域性の問題等がある。

(4) その他事項「外来新生児聴覚スクリーニングの必要性について」

○主な意見

- ・ 対象者数はどの程度見込まれるのか。自由診療だと考えるが、検査費はどの程度を想定すれば良いか。
→ 月8～9名を対象として見積もっている。検査費については、他府県や京都市の補助額を参考に設定する見込み。各病院で事務方と協議し、価格を設定いただきたい。
- ・ 京都市以外でも公費負担等について検討いただきたい。